

砂川雄峻発行

「商法問答新誌」（第一号から第一一號）

栗田和彦

一 はじめに（ことわりがき）

一九九六年三月、関西大学年史編纂委員会（委員長・薗田香融文学部教授）は、タイトルにある商法問答新誌（以下、本誌）を入手された。それにごくわずかかわったにすぎない筆者に対し、年史編纂委員会は、本誌を紹介する榮誉を与えて下さった。本誌は、明治二三年九月二十五日に第一号の発行がなされ、その後、ほぼ、月二回のペースで発行された雑誌である。筆者は、歴史家でも法制史家でもないので、それが発行されていた当時の時代的背景に通じておらず、紹介者としては、かなりずしも適任ではない。また、批評・評価行為は、紹介行為も含めて、対象の全体を把握したうえでなされるべきである、とすれば、筆者は、対象となるべき本誌の全体を把握していないので、やはり、筆者のなそうとしている紹介は、「木を見て森をみない」行為になつてしまふおそれがある多分にある、といわなければならない。自らの不明・不敏をわきまえていながら、本誌の第一号から第一

資料紹介

一号について若干の紹介を試みようとするのは、つぎのような興味・誘惑に抗することができなかつたからである。

明治二三年四月二六日、わが国最初の体系的な商法典（いわゆる旧商法典）が公布され、明治二四年一月一日より施行されるはずであつた。しかし、いわゆる商法典論争が起こり、施行直前になつて、その施行が延期された（明治二三年一二月二六日、商法施行延期法）。当初、施行延期は二年の予定であつたが、明治二五年の第三回帝国議会において、明治二九年末まで施行延期（二度目）の議決がなされた（ただし、会社、手形、破産など部分のみは、明治二六年七月一日より施行）。他方、政府は法典調査会を設けて商法（および民法など）の修正案の起草に従事させたが、修正案の作成が明治二九年末までに完了しなかつたため、商法全体の施行が明治三年六月三〇日まで延期（三度目）された。その後、修正案は、明治三〇年の第一回帝国議会に提出されたが、衆議院が解散し、さらに、第一二回帝国議会も解散したため、明治三一年六月三〇日までに法典として公布されなかつた。そのため、旧商法典の全体は、明治三一年七月一日から新商法典（明治三二年法律四八号）が施行（明治三二年六月一六日）されるまでのあいだ、施行されたのである。旧商法典は、草案作成から廃止まで、短い一生であつたが、数奇な運命をたどつた。さきにもふれたように、本誌第一号の発行日付は、明治二三年九月二五日である。本誌は、世の中が商法典論争に沸きかえつていたころ、それも、大阪商法會議所の商法断行決議（明治二三年一〇月二七日）に大きな影響を及ぼしたものである。砂川雄峻（⁽³⁾（⁽⁴⁾））が本学の講師に迎えられたのは、明治二三年九月のことと聞く。本学と（直接的な）かかわりを持ちはじめたころの若き日の砂川雄峻が、商法典論争のただなかにあって、どのような思いから本誌の発行に至つたのか、あるいは、旧商法典自体にどのような理解を示していたのか、筆者は、ただ、それを知りたかったのである。

資料紹介

- (1) 本誌第一号三八頁には、次号の発行予定がある旨が報じられている。本誌が何号まで発行されたのか、本学出版課主任・熊博毅氏や図書館員の諸氏を煩わせているが、いまだ不明である。
- (2) 大和正史「商法典論争に関する一考察——大阪商法会議所の商法断行決議をめぐつて——」(関西大学法学部百年史編纂委員会編『関西法律学校の創立とその精神』所収)三五一頁以下に、大阪商法会議所が商法断行決議をなすまでの経緯が詳しく述べられている。
- (3) 本小稿は、本文にのべた意図のみを有するものであり、大和教授の綿密な資料考証のもとになされた労作に、わずかばかりのものを附加する意図を有するものではない。大和教授には、貴重な資料を提供して戴いた。心より謝意を表したい。
- (4) 本誌の記事は、旧字体を用いて、ほとんど句読点なしに、記述されている。本誌の記事を直接引用する場合、筆者の判断で、振り仮名添付、字体変更および句読点挿入を行うことがある。

二 紹介

以下において、発行順にしたがい、各号の内容について、簡略に紹介してゆきたいが、内容の紹介に入るまえに、本誌の発行者、編集者、発行所、賛同者などについても、簡略な紹介をしておきたい。

①発行者 砂川雄峻(すながわ・かつたか。一八六〇~一九三三) 本学首席理事、代言人(弁護士)。安政

資料紹介



砂川雄峻

七年、姫路生まれ。明治一五年七月、東京大学法科卒業。同一六年秋、大阪で代言人を開業。同二三年九月、本学講師。大正九年、本学理事。昭和四年、本学首席理事。⁽⁵⁾

②編集者 富氣立彦（ふき・たつひこ） 明治大学校友、代言人

③発行所 商法問答新誌社 大阪市東区北浜五丁目三五番屋敷

これは、当時の砂川雄峻の代言人事務所の所在地である。

④賛成員諸君 第一号に、順序不同とことわりながらあるが、第一番目に、大阪控訴院長・児島惟謙（本学創立関係者）、第二番

目に、大阪始審裁判長・大嶋貞敏（同創立関係者）、以下、大阪毎日新聞主筆・渡邊治、湖亀銀行頭取・湖亀次郎七などの八四名が列記されている。

⑤客員諸君 第一号に、次第不同として、五一名が列記されているが、そのなかには、多くの本学の創立者・創立関係者などの名がみられる。すなわち、水上長次郎（第二代校長）、井上操（創立者）、手塚太郎（創立者）、鶴見守義（創立者）、小倉久（創立者、初代校長）、野村鉄吉（創立者）、柿崎欽吾（専務理事）、渋川忠次郎（創立関係者）である。このほかに、講師を勤めた藤林忠良、遠藤忠次、太田保太郎、北代勝、森作太郎の名もみられる。

砂川雄峻は、この当時すでに、本学の創立者・創立関係者などの多くと懇意であつたことがうかがえる。このことが、やがて、砂川雄峻を本学と深くかかわらせることにつながつたもの、と思われる。

資料紹介

(5) 砂川雄峻の経歴・業績・人柄などについては、菌田香融「砂川雄峻」(関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史 人物編』所収)二三一頁以下に詳しい。

(6) 創立者や創立関係者などの分類は、『関西大学百年史 人物編』のそれにしたがつた。

一一 第一号（明治二三年九月二十五日）

①本誌発行の口上（一頁から三頁） 創刊号の巻頭に、社主・砂川雄峻の「本誌発行の口上」が掲載されている。最初の部分を引用してみよう。「僕（やつがれ）東京に居りし時、落語家に聞きし話あり。その話と申すは、東京の寺々より其壇家へ贈る歳暮祝儀に、納豆を用ふる習慣あり……納の字は、糸と内の字で、豆の字は、一と行書で書た足の字なり。乃ち達者な者の頸に糸を付けて一足も早く内へ引込むと言う謎言だそうで……」とある。人々を邪な道に迷い込ませないようにするのがその本職であるにもかかわらず、壇家の死人を待つてゐるような、言語道断な僧侶がいるようだが、そのような心得ちがいをしている者が代言人（弁護士）のなかにもいるようだ、というのである。

そして、「代言人たるものは、裁判所に於て代言を為す外に、勉めて訴訟の起らぬ様、起り掛けたらば……本ものにならぬ様、訴訟の予防消毒に注意せざるべからず……。世間の人も、訴訟の予防には全く無頓着にて、……代言人は争論の代人とのみ心得、大なる事業を興しながら代言人を顧問とせず、……事が起つて初めて慌て出し盗人を見て縄を結ぶ間抜け多し」というように、いわゆる予防法学の重要性を説いてゐる。さらに、「相当なる実業家に逢ふ毎に此話を為せり。然るに、未だ充分に其目的を達す能わず。何か良策もあらんかと考え最中、商法を發布せられ、弥々訴訟の『バチルレン』が増（え）、益々予防消毒の必要を感じ、遂に本誌を発行し、僕

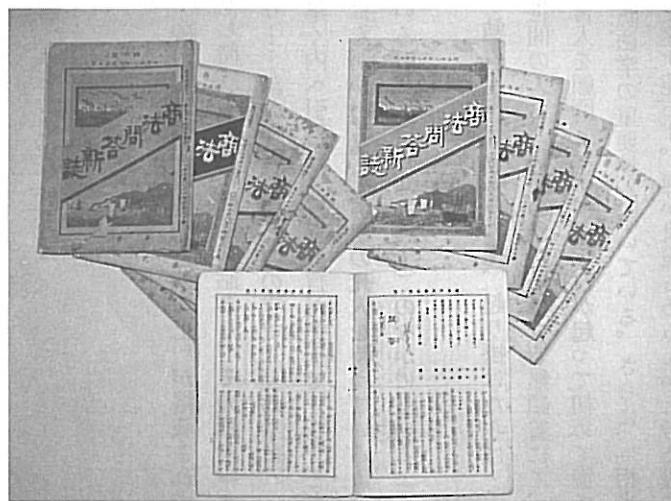
資料紹介

が目的の幾分かを達せん事を思ひ立つに至りたり」というように、本誌を発行するに至った心境を吐露している。

②社告（三頁から五頁）　社告は、本誌の編集方針などについて、相当詳しく論じているが、本誌を「商法問答新誌」とした理由を、「問答のみを掲ぐるが故にあらずして、問答を主とするが故なり。問答の外に、論説、判決例、寄書、雑報、講義、講談、一口話等を載する事あり」と説明し、さらに、「本誌は、極々平易な文章を以て書き、何人にも解る様にするを主義とすれば、文字は、俗語を用ひ、仮名遣も必ずしも正しからず。唯々分り易きを専一とせり……」と、ことわっている。

③問答（五頁から一四頁）　いうまでもなく、問答は、本誌の中核部分を構成する。法律に疎い商人の間に先生が答える形式で、商法の解説が進められてゆく。第一号でもあるので、少し詳しく紹介してみよう。最初の問は、「（商法について、素人にも）極々分り易くお話を願い升」という要請であるが、これに対する回答は、

「発行人、編集人、印刷人懶出で成るべく分り易くお話し致し升。尚ほ東京や大阪、神戸の諸先生にもお手伝を願ふ事に致しましよう」となっている。



商法問答新誌

資料紹介

問答は、無署名になつてゐるが、砂川雄峻が中心となつて回答してゐたであらうこととは、（次号以下の）各所にうかがうことができる。

本号の問答においては、草案作成者、総則、商業登記簿、商号、商業帳簿などについて、概略的な解説がなされている。草案作成者に関する問答をみてみよう。

（問）「日本の商法は、誰が拵へましたか」

（答）「……日本政府で拵へたものです。併し、誰が草案（したがき）をしたかと言へば、独逸人の『ロイスレール』と云ふ人です。……今度発布せられた商法は、『ロイスレール』の草案とは餘り違ふて居りません」

（問）「道理で鳥渡（ちょっと）読んで見ましても何やら異人臭ひ様に思はれましたが、何故そんなに法律迄、西洋の真似を致し升か」

（答）「御尤ですが、今日の商売は、狭ひ日本国内のみの取引ではありません……から、全く昔の日本流では辿（と）ても済ませず、……外国の習慣の方が商売に必要なる信用と確實と言ふ事が多くありて、如何しても西洋を手本とせねばなりません。併し、自分の考にも今度の商法の異人臭ひは賛成なれども、餘り異人の香が臭過ぎはせぬか、今少し日本の習慣を斟酌しては如何かとも思ひ升」

ここにみられる商法に対する評価は、単純な賛成論でもなければ、感情的な反対論でもない。なお、日付のうえでは、本号より遡ることになるが、大阪商法会議所は、明治二三年九月一六日、臨時総会を開催し、商法の断行・延期について議論している。砂川雄峻は、この臨時総会において、東京商工会の延期論に対し、つきのような意見を述べている。

「商法中会社法ノ如キハ夙ニ実業者ノ発布ヲ企図シ居リタルモノナルニ、今其関係スル処ヲモ究メズシテ濫リ

資料紹介

ニ商法全体ヲ悉ク延期セントハ宜シキヲ得タルモノト謂フ可カラズ。故ニ本員ハ東京商工会へハ不同意ノ回答ヲナシ置キ、本会ニ於テモ可及的研究ヲナシ以テ意向ヲ定ムルニ若カズト⁽¹⁾

そして、臨時総会は、東京商工会の延期論に同意せず、他方、延期・折衷延期・断行説の論拠・理由を調査するため、会頭の指名により調査委員一五名を選任し、その調査報告書に基づき大阪商法會議所の意向を決定する旨の決議をしている。臨時総会の決議は、ほぼ砂川雄峻の意見に添うもの、ということができる。

砂川雄峻も、調査委員の一員に選任され、商法第一編第一一章（保険）、第一二章（手形・小切手）および第三編（破産）について、分担調査することになる。⁽²⁾この件については、別号（第三号）で報告がなされることになる。

④時事問題（一四頁から一七頁）ここには、当時世間を騒がせた「山陽鉄道株券偽造事件」について、やはり、問答形式（無署名）で解説がなされている。なお、同事件における株券偽造の主犯格の者は、代言人であつたらしい。興味をひくのは、株券の偽造が（旧）刑法第二〇九条にいう「為替手形其他裏書を以て売買すべき証書」の偽造に該当するのか、という問に対して、「刑法の二百九条に裏書云々とあるは、手形の如き流通証書に限るものと考え升」として、姫路の裁判所が株券を「裏書を以て売買すべき証書」として、予審終結したことに反対している。

⑤はぎだめ（一七頁から二一頁）この欄は、いわばコラムというべき性格の読みものが用意されている。タイトルは、「弁護人の謝金請求」、執筆者は、砂川鷺城逸史となつてゐる。砂川雄峻は、鷺城逸史または鷺城といふペンネームを有していたようである。

⑥論説（二一頁から三一頁）本号の論説欄には、三人が寄稿している。

資料紹介

⑥-1 最初の寄稿者は、柿崎欽吾である。当時、柿崎は、大阪地方裁判所判事（試補）の職にあつたが、肩書きには、法学士とのみある。論説のタイトルは、「根抵当の事に付き世の惑を解く」である。旧商法典第三八四条は、「質権ハ将来ノ債権ノ為メ予メ之ヲ設定スルコトヲ得ス」と規定していた。当時、この規定があるため、旧商法典が施行されると、「日本銀行当座貸越し根抵当」を締結できなくなるのでは、という疑問が、相当広く存在していたようである。柿崎は、根抵当の目的たる貸越取引を交互計算の一種と解して、旧商法典第三八四条がそれに適用されない、という結論をえている。

⑥-2 つぎに、森作太郎が「商法問答新誌の発刊に就て」と題して、砂川の本誌発行の趣旨に賛同する旨および投稿継続の意思を、簡略にのべている。

⑥-3 富気立彦「商法典を読む者は其骨髓精神を知らざる可からず」は、商法を学ぶ者の基本姿勢を力説している。

⑦証文定款認方の心得（三一頁から三六頁） この欄は、第一号以下のすべての号に掲載されてはいないが、本誌にとって、重要な地位をしめるもの、と思われる。この欄は、「問答」と同様の形式で連載されてゆくが、連載に先立ち、砂川雄峻自身が、この欄を設けた趣旨を、つぎのようにのべている。

「拙者八年餘、代言業務に従事し來りたる経験によれば、訴訟の種類多き中にも証書類の書き方のあしきより思ひ違をなし、又は一方より之を幸として無理を言ひ出で、遂に訴訟となりしもの真に少からず。……勝つて兜の緒をしめ、転ばぬ前に杖を取ること肝要なれ。」

砂川雄峻は、証文の効用を説きながらも、商人がそれを作成することに困難が伴うことを正確に理解している。「証文のお話をすると、強ち皆さん必らず斯様になされと言ふ趣旨にあらずして、第一には、斯様にする時間

資料紹介

もあり、亦取引先の気を悪くるする恐もなきときは、成る可く斯様にせられたし。第二には、斯様にする事が出来ず、不完全なる証文を取り渡したるときは、之は、此処が不完全であると言ふ事を知つて、受け渡しをせられたしとの趣旨に過ぎず……』と。

⑧判決例（三六頁から四〇頁） 手形金支払請求事件に関する大阪始審裁判所明治二三年八月一日判決が報じられている。柿崎欽吾（判事試補）が担当したものである。

⑨講談（四〇頁から四四頁） 客員諸君に名を連ねている理学士・甲賀宣政の「黄金の話」の講演要旨が掲載（次号以下に連載）されている。

(7) 大和・前掲三六〇頁。

(8) 大和・前掲同所。

(9) 大和・前掲三六一頁。

一一二 第二号（明治二三年一〇月一〇日）

①賛成員諸君（一頁から二頁） これは、第一号に掲載された記事の再録である。

②客員諸君（二頁） これも、第一号に掲載された記事の再録である。

③社告（三頁から五頁） 第一号の社告と異なり、本号の社告には、だれも署名をしていない。まず、第一号が好評のうちにたちまち完売になり、増刷した旨が報じられている。以下の大部分は、第一号の社告の再録であ

資料紹介

る。

④問答（五頁から一八頁） 本号の問答は、商の通則の部、商事契約の部および手形・小切手の部の三部からなっている。

④-1 商の通則の部 第三条から第五条について、簡略な解説がなされている。これらの規定は、商法の適用範囲を画するうえで重要な基準となる商行為について定めたものである。これらの規定は、拙劣な立法と評価せざるをえないが、この点については、別号（第三号）で論じられることになる。

④-2 商事契約の部 商事契約の各論に及ぶ解説はなされておらず、契約成立の基本的要素である提供（申込）と承諾について、身近な例（人力車の雇い入れ）によりながら、説明している。

④-3 手形・小切手の部 手形・小切手の発生と機能について、簡略な説明がなされているが、ここでは、まだ、手形・小切手の法律関係の具体的な解説はなされていない。

⑤時事問題（一八頁から一九頁） この年に東京で開催された博覧会において、催しの一環として、商品・産物の品評会がなされたらしい。芳しい評定をえられなかつた出品者が審査員を訴えた事件が報告されている。この欄の執筆者（無署名）は、この一件を、もちろん、不当な提訴である、と断じている。

⑥はきだめ（一九頁から二四頁） 驚城逸史の名で四つの話が掲載されている。最初の「乞食の難産」は、小話の類に属する。つぎの「西洋の惨刑」は、二、三の例を引きながら、西欧でも、古くから、残酷な刑罰（火刑、生埋）が行わっていたことを紹介している。三番目の「夫の遺言を守る女房」も、小話の類に属する。最後の「商法問答新誌の文章」は、本誌第一号に対するマスコミ（新聞）の反応が記されている。概して好評をえたようであるが、朝日新聞には、「本誌発刊の口上」で使用した「隠念」の字の間違いを指摘されたようである。そ

資料紹介

れに対する反応がおもしろい。

⑦証文認方の心得（二四頁から二八頁） 誤認を生じそうな「可仕」と「不仕」、変造されやすい「一、二、三」などに関する注意がていねいになされている。執筆者名は、鷺城砂川生となっている。

⑧判決例（二八頁から三三頁） 当時の銀行条例第一三條および第六四条の解釈が問題となつた手形金請求事件が報じられている。担当判事（試補）は、柿崎欽吾である。

⑨講談（三三頁から三六頁） 甲賀宣政の「黄金のはなし」のつづきが掲載されている。

⑩本誌発刊の口上（三六頁から三八頁） 第一号に掲載された記事の再録である。

二一三 第三号（明治二三年一〇月二十五日）

①社告（一頁から四頁） 一頁に「商法実施の準備」と題されたさし絵（ポンチ絵）があり、二頁以下の本文において、第一号の四刷が仕上がったことなど、本誌の好評ぶりが報じられている。

②問答（四頁から二二頁） 本号の問答は、第二号のそれと同様、商の通則の部、商事契約の部および手形・小切手の部の三部からなつていて、執筆者の名は、明示されていないが、「鷺城」が何度か登場することからすると、少なくとも、砂川雄峻が深くかかわっていたと推測される。

②-1 商の通則の部 第二号において旧商法第四条の概要について説明がなされたが、本号においては、同条の第一号から第一一号に列挙された商行為（商取引）について、各個に解説がなされている。同条は、批判の多い規定であった。その本文は、「商取引トハ…：産物、商品又ハ有価証券ノ転換ヲ以テ利益ヲ得

資料紹介

(ル) ……為メニノ権利行為ヲ謂フ殊ニ左ニ掲クルモノハ商取引ニ属ス」と規定し、第一号から第一一号が、商行為を列挙している。その第三号は「人及ヒ物ノ運送ニ係ル作業及ヒ取引」としており、「人の運送」も商行為に含まれることになるが、本文の「產物、商品又ハ有価証券ノ転換」と整合しないことになるのである。また、第七号にいう「流通シ得ヘキ信用証券」に株券が含まれるかについて議論が分かれていた。本誌の回答は、否定的に解している。さらに、第八号の「商ノ為メニ為シ又ハ受クル倉庫寄託」についても、「商ノ為メニ為シ又ハ受クル」の必要性をめぐり議論が分かれていたのである。

②-1-2 商事契約の部 契約の申込（提供）の存続期間をいかに設定するべきかは、（民法および商法の）契約法の大きな課題のひとつである。旧商法第二九三条および第一九五条を中心に、申込の存続期間について解説をなしている。

②-1-3 手形・小切手の部 為替手形の記載事項のうち、振出人、受取人および支払人の記載方法について解説している。自己指図手形および自己宛手形の有効性を認めていた。受取人と支払人が同一人の手形および三当事者が同一人の手形についての言及はないが、當時まだそのような需要がなかつたのかもしれない。
③はきだめ（二二頁から二七頁） 「馬鹿ゲた買物」という小話、「珍らしき訴訟事件」という一六世紀のフランスの訴訟の紹介、粹華山人と号する歌人からの投稿（四首）、および、明治二十四年一月に開講予定の商業帳簿の記帳練習会の案内が掲載されている。

④寄書（二七頁から二九頁） 井上操が商法を学ぶうえでの心得をやさしく説いている。当時たくさん制定された法律がいずれも難しい文字で書かれており、理解が困難であり、とりわけ、商法をどのように理解するべきか、という趣旨の問に対しても、商人の定義を例にして、

資料紹介

「商法には委しく商人の解き明かしがしてあります。初又此解き明かしをするには、事を細かに書き顕はさねばならぬ事になりまして、其事を細かに書き顕はさんと致す時は、自ら亦六ツかしき詞も用ひねばならぬ様になります。是れは何れの国にても同様の事にて……」というように、法律用語が難解になるのは、いずれの国においても、避けられないことを説明したのち、つきのように答えていた。

「右申したる次第なれば、六ツかしきなどと苦情がましき事を申さずして、責めては法文の二三度も読む様になるがよくあります。諺にも習よりは慣れろといふ事があります。……今日は世間の人が云ひ過ると思ふ程に権利だの義務だと申しますが、……今より十二三年前の頃を思ひますと権利は権利なりと答へ、義務は義務なりといふ様に容易く答をすることの出来る人のなりしかりではなく、實に権利の義務のといふ文字には初対面でありますから全く訳は分らなくてありました……今日六ツかしく思ひし詞も明日は容易く使ふ様になります」と。そして、最後の段落において、商法施行に向けての心がまえをのべている。

「法文が六ツかしきなどと無益の言を申さんよりは、来年一月商法実施の期日も近寄りたれば、責めて商法の一度も読みて、商業帳簿など整頓して、殊に会社に入り居る人などは、其会社は商法中如何なる会社に當るや……などと、今より其取調を為して置くこそ肝要と思ひます」と。ここに、井上操の商法施行に対する積極的姿勢を読みとることは、不適切ではない、と思われる。

⑤時事問題（二九頁から三二頁） 「商法は来年の一月より実施せらるる事になり居れど、今少し延期をして、明治二六年一月より実施せられたらしと言ふ者が出て来ました。其議論を聞きますと主なる趣意は左の如くであります。是れは何れの国にても同様の事にて……」というように、商法の施行延期論とその論拠を紹介している。そして、断行論の論拠も列記している。ここに、双方の論拠を逐一再現することはできないが、列記された断行論の論拠の多くは、明治二三年九月一六日の

資料紹介

臨時総会決議に基づき大阪商法会議所に設置された「商法分担調査委員会」が同所会頭に提出した明治二三年一〇月一五日の「商法調査報告書」の「商法実施非延期説ノ論拠」にほぼ一致している。本誌は、その購読者として一般人・商人を想定していたためか、「商法実施非延期説ノ論拠」がその（五）とした商法の施行延期が条約の改正をより困難にする旨の論拠を紹介していない⁽¹⁾。そして、双方の論拠の紹介のあと、各地の商法（工）会議所の断行・延期に関する意向の紹介があり、そして、つぎのような記事がある。

「大阪商法会議所は、先達て取調委員十五名を撰挙し、委員は、法律学士両名を顧問とし取調べを為し、鷺城逸史も其委員の一人に撰まれ取調たるに、商法の内には是非改正をして貰ひ度箇条もあれど、夫は夫として、商法は、兎に角来年一月より実施する方、商人社会の利益であると決し、近日総会を開き何分の事を決議する筈ですが、多分実施説に決する事と思はれ升。政府でも、山田司法大臣を始めとし是非実施するの決心なるよしに聞きます⁽²⁾。」

この記事は、大阪商法会議所が商法断行決議をなした明治二三年一〇月二七日の臨時総会の直前に書かれたことになる。砂川雄峻たちの理解が正しければ、政府は、この時点でまだ、実施（断行）論にあつたことになる。

⑥質問（三二頁から三六頁）　旧商法典の施行が利息制限法（明治一〇年第六九号布告）に及ぼす影響についての読者からの質問に対しても、商事債権に利息制限法の適用がない旨の回答がなされている（回答者・無署名）。

⑦証文認方の心得（三六頁から三八頁）　第二号につづき、文書偽造の防止法について説明がなされている（回答者・無署名）。

⑧講談（三八頁から四〇頁）　甲賀宣政「黄金の話」のつづきが掲載されている。

資料紹介

(10)

「商法実施非延期説ノ論拠」の（五）の評価については、大和・前掲三六八頁以下を参照のこと。

(11) 砂川雄峻は、湖亀次郎七（湖亀銀行頭取）および竹谷伊太郎（絞り油商）と、第一編第一章、同第二二章および第三編の取調を担当したが、彼らの意見は、第一編第一章および同第一二章については、「延期スルニ及ハスト存候」であつたが、第三編については、「速ニ実施セラレン事ヲ希望致候」というものであつた（大阪商法會議所月次報告第二七号・明治二三年一二月・一五頁以下）。他の条項の施行が明治三一年七月一日まで延期されたにもかかわらず、第三編破産は、会社および手形などとともに、明治二六年七月一日から施行されることになる。

二一四 第四号（明治二三年一一月一〇日）

①社告（一頁から二頁） 商法施行日を目前に控えた東京商工会と大阪商法會議所の動きが報じられている。

すなわち、「商法施行延期の事は、東京の商工会が米噸に筋を立て主張致して居りましたが、思ふ程には賛成者なく、本月東京に於て東京の商工会が発起人となり開く筈でありし全国商法會議所聯合会もおジャンとなり、商業の中心とも言はる大坂の商法會議所は、委員を撰んで取調を為したる末、先月総会にて延期するに及ばず、来年一月一日より実施せらる方、商業社会の利益であると議決しました」と。ここにいう大阪商法會議所の先月の総会とは、明治二三年一〇月二七日の臨時総会である。いわゆる断行決議がなされたことが、いち早く報じられている。

そして、社告は、千余条のうちから、商人たちがぜひ知つていなければならぬ、と考えられる事柄を抜粋して、次号に掲載する旨を予告している。本号の社告は、無署名である。

資料紹介

②問答（二頁から二三頁） 第四号の問答も、商の通則の部、商事契約の部および手形・小切手の部の三部からなっている。

②-1-1 商の通則の部 前号の商の通則の部で旧商法第四条第八号までが解説されていたが、本号は、同条第九号以下を解説している。ここでは、生命保険および火災保険のいわゆる家計保険については、商法ではなく、民法に委ねるのが理論にかなっている、という趣旨の解説が注目に値する。

②-1-2 商事契約の部 隔地者間の契約の成立および申込の撤回（提供の取消）に関して、第二九五条および第二九七条などを解説している。

②-1-3 手形・小切手の部 前号につづいて、支払人の記載方法を説明し、ついで、受取人、支払指図文句、有害的記載事項、手形には物品の引渡請求権を表章させることができない理由などを解説している。

③はぎだめ（二四頁から二八頁） 「若き文学者」と「馬泥棒」という題の小話などが報じられているが、この欄では、「商法の修正」と題された記事に注目するべきであろう。少し長くなるが、引用してみよう。

「商法は、弥々実施せらるるならんが、其商法は、聞く處によれば、日本の商売人が如何言ふ塩梅に商売をして居るかなどの事は餘り能く知らざる人々が寄りて……拵へたもので、商売人には相談もなにもせずに出来上りたものだそですから、イザ実施と来たら、商売上に不便なる事も不利益なる事も少々はある事と思はれ升。東京の商工会でも其辺の事を調べて居る様子ですが、大坂の商法会議所も、先日、臨時総会を開き、商法は明年一月より実施せらるる方、商人の利益なり、併し商法の内少々改正して貰ひ度箇条もある様なれば、改正を乞ふべきものを取調べて、其筋へ建議を為そふと決議し、其取調を為す為め、十五名の委員を選びました。弊社の社主砂川も其委員の一人となりましたが、又手此事は中々容易な仕事でなく、実は委員と為つたものの、自ら不安心

資料紹介

の思ある程……」と正直な告白をしている。そして、読者に気がついたところを郵便で知らせるよう、依頼までしている。

大和教授は、「断行決議後、修正条項を調査するため再度設けられた委員会が、調査に行き詰まり、調査方法を改めて法律家を含めた特別委員を設けるように建議したことなどは、彼らが商法典を理解できていなかつたことの証左であるともいえよう。」⁽¹²⁾と指摘している。しかし、砂川雄峻は、「はきだめ」の記事から推測するかぎり、再度調査委員に選任された当初から、修正を要する条項の洗い出し作業の困難さに気づいていたもの、と思われる。⁽¹³⁾

④判決例（二八頁から三〇頁）　未払株金の支払請求事件に関する大阪始審裁判所判決が報じられている。

⑤証文認方の心得（三〇頁から三三頁）　記名・捺印の方法について説明がなされている。回答者は、無署名である。

⑥質問（三三頁から三八頁）　商号の選択・登記および商業使用人についての質問に対する回答が掲載されている。回答者は、無署名である。

⑦講談（三八頁から四〇頁）　甲賀宣政「黄金の話」のつづきが掲載されている。

(12) 大和・前掲三七九頁。

(13) 大阪商法会議所月次報告第二八号（明治二十四年一月）六頁以下によると、大和教授がふれている大阪商法会議所会頭あての「商法修正条項取調法改正の建議」は、明治二三年一二月一三日になされている。

資料紹介

一一五 第五号（明治二三年一月二五日）

①社告（一頁） 本号は、第四号までは体裁が異なり、問答を掲載していない。本号の主たる目的は、商法の施行を目前にして、商人が知つておくべき重要な条項を列挙し、それに簡単な説明を加える旨の告知がなされている。

②商法ひろいよみ（一頁から二五頁） 旧商法典の構成にしたがい、総則について、第一編第一章（商事及ヒ商人）から第九章（売買）までの説明が順次なされている。この欄の執筆者の署名はないが、説明記事のなかに、第三八四条の規定に関する鷺城逸史の意見表明がなされているところからすると、執筆者（または、主たる執筆者）は砂川雄峻であった、と思われる。

③寄書（二五頁から三〇頁） 両木山人眇虎の「翌日正午迄に返事を為ねばならぬ契約」と題する論説が掲載されている。執筆者は、本号ではじめて登場する人物である。

本稿は、第二九五条、第二九七条および第二九八条に関する解説を試みるものであるが、「問答」および「商法ひろいよみ」が平易な解説を心がけているのに対し、少し高度な法解釈を意図している。

④講談（三〇頁から三三頁） 甲賀宣政「黄金の話」のつづき（完）が掲載されている。

⑤証文認方の心得（三三頁から三五頁） 捺印の場所（署名の下、訂正箇所など）について説明がなされる。回答者は、無署名である。

⑥質問（三六頁から三八頁） 商人能力、商号登記、商業帳簿に関する読者（四名）からの質問とそれに対す る回答が掲載されている。回答者は、無署名である。

資料紹介

二一六 第六号（明治二三年一二月一〇日）

①社告（一頁） 本号も第五号同様に、商法中もつとも注意を要する条項の摘要に力点をおく旨、および、第一号と第二号の増刷完成の旨の告知がなされている。

②商法ひろいよみ（一頁から一五頁） 第一編第一〇章（信用）から第一二章（手形・小切手）、第二編の第一章（船舶）および第八章（保険）、第三編の第一章（破産宣告）、第二章（破産の効力）、第四章（保全処分）、第六章（債権者）、第七章（協議契約）、第九章（有罪破産）および第一章（支払猶予）の重要な箇条が抜粋・解説されている。

この記事の終わりに付せられたことわりがきのなかに、「驚城逸史申上升。之で商法の内来年早々から是非急に知らねばならぬ大切な事を拾い集めた積りですが……」ということばがある。このことばからすると、この記事は無署名で執筆されていたが、その執筆者（または、主たる執筆者）がやはり砂川雄峻であつたことが推測される。それと同時に、この時点での彼がまだ旧商法の予定どおりの施行（明治二四年一月一日）を信じていたことが分かる。

③はきだめ（一五頁から二一頁） 小話、俳句、和歌および連歌が掲載されている。大半は、読者からの投稿、と思われる。

④問答（二一頁から二五頁） 商の通則の部の解説のつづきが掲載されている。ここで注目するべきは、商取引とみなされない行為を列挙した第七条の規定の拙劣さ・他の規定との整合性のなさをするべく突いていることである。旧商法が抱えていた欠点のひとつは、商行為（商取引）の定義のあいまいさにあつた、といつても過言

資料紹介

ではないからである。

⑤証文認方の心得（二六頁から三〇頁）前号につづき、捺印の場所・意義に関する説明が掲載されている。回答者は、無署名である。

⑥寄書（三〇頁から三四頁）両木山人眇虎「翌日正午迄に返事を為ねばならぬ契約」のつづき（完）が掲載されている。

⑦質問（三四頁から三八頁）匿名組合の登記の要否、商業帳簿、合資会社の業務担当員、会社の支配入および株券に関する読者（三名）からの質問とそれに対する回答が掲載されている。回答者は、無署名である。なお、読者から多くの質問が寄せられており、以後、とくに一般商人にとつて有益、と思われる質問にのみ回答する旨が報じられている。

二一七 第七号（明治二十四年一月一〇日）

①社告（一頁から二頁）本号は、本来であれば、明治二三年一二月二十五日（付）で発行されるべきものであつたが、砂川雄峻などが流行性感冒を患つたため、発行が二週間遅れている。その旨の謝罪が報じられている。なお、本号発行時点で、商法の施行延期が決定されている（明治二三年一二月二六日・商法施行延期法）が、まだ本号にその旨の記事を発見することはできない。本誌が施行延期を報じるのは、第九号（明治二十四年一月二十五日）においてである。

②問答（二頁から二一頁）本号の問答は、商の通則の部と商事契約の部の二部からなっている。

資料紹介

②-1 商の通則の部 一方的商行為に関する問答で第一編第一章の解説を終わり、第二章の商業登記簿および第三章の商号の解説に移っている。第二章に関しては、商業登記の場所（当時は裁判所）、手続および広告について解説がなされている。第三章に関しては、商号の意義、商標との差異、商号单一の原則について解説がなされている。

②-2 商事契約の部

契約締結の意思表示の瑕疵、強迫（強暴）および詐欺について解説がなされている。

③はきだめ（二二二頁から二六頁）「金銀の値打」と「脚本文学者」と題する小話、読者から寄せられた「発句」と「情歌」が掲載されている。

④寄書（二六頁から三〇頁） 柿崎欽吾が「留置権に先取権ありや否やの問題に付ての余の意見付たり根抵当の事」と題して、旧民法第九四条の民事留置権と旧商法第三八七条の商事留置権の効力について論じている。第一号に掲載された「根抵当」に関する論説を補足するものである。

⑤流産の話（三〇頁から三三頁） 執筆者の医学士・菅沼貞吉は、本誌の客員諸君のひとりである。

⑥質問（三三頁から三八頁） 会社の計算（利益・利息配当）、会社の定款変更、株式の質入、株式会社の解散原因に関する読者（四名）からの質問とそれに対する回答が掲載されている。回答者は、無署名である。

二一八 第八号（明治二十四年一月二十五日）

- ①社告（一頁から二頁） 前号の印刷ミスの謝罪が報じられているだけである。
- ②問答（二頁から八頁） 本号の問答は、商の通則の部と商事契約の部の二部からなっているが、分けて掲載

資料紹介

されている。二頁から八頁の「商の通則の部」においては、商号のつづき、とりわけ、営業（商業）とともにす
る商号の譲渡、商号統用営業譲受人の責任について論じている。

③はきだめの一（八頁から一四頁） 本号のはきだめも、問答と同様、二部に分けて掲載されている。

③-1 委任状付の株券 代理人を白地とする名義書換委任状付きの株券の売買において、譲渡人が会社に
対して名義書換に応じないよう指示した場合の譲受人の地位について、問答形式で解説がなされている。当
時すでにこのような商慣習が存在していたことがうかがえる。

③-2 商業会議所議員の選挙 各地に新設されることになった商業会議所の議員の選出をめぐり、商法問
答新誌社の考える望ましい議員像を呈示している。

④論説（一四頁から一七頁） 柿崎欽吾「株式会社に於て議長は株主と同じく其議決権を行ふことを得るや
否」が掲載されている。定款に「株主総会の決議が賛否同数の場合、議長が決する」旨の定めがある株式会社の
株主総会において、総会議長に株主が選任された場合（当時、総会議長に株主が選任されることが多く、この議
論には実益があつた）のみぎの定款の規定の解釈をめぐる論説である。柿崎は、総会議長に選出された株主が議
決権を行使したうえ、さらに、議長として裁決をなしうる旨の結論をえている。

⑤寄書（一七頁から二五頁） 両木山人眇虎「黙示の契約」は、旧商法第二八一条および第二八二条を中心に、
黙示の契約の成立について論じている。（未完）

⑥はきだめの二（二五頁から二八頁） 「交際の秘伝」と「学術問答」と題する小話が掲載されている。後者は、
鷺城と小僧の対話形式になつていて。

⑦証文認方の心得（二九頁から三二頁） 第六号の捺印に関する説明のつづきが掲載されている。回答者は、

無署名である。

⑧問答（三三頁から三八頁）　ここは、商事契約の部にあてられているが、契約締結の意思表示の瑕疵のつづき、錯誤に関する解説がなされている。

二一九 第九号（明治二十四年二月二十五日）

①社告（一頁から二頁）　本号の社告は、前半と後半の二部に分かれている。前半部分において、商法の実施が二年（明治二六年一月一日まで）延期されたことが報じられている（全面的施行はさらに延期されることになる）。前号と本号の出版のあいだに、いわゆる「商法施行延期法（明治二三年一二月二六日）」が成立したことになる。すでに紹介したとおり、砂川雄峻は、実施論の提唱者のひとりであつたが、この事態を比較的冷静に報じている。社告を引用してみよう。

「商法実施は二年延びました。何故です。商売人に準備が出来ないからです。二年の間は商法を能く読んで実施に臨み狼狽ないための猶予です。然るに世間には、間々気を免して商法の研究を止めた人もあるよしに聞き升が、馬鹿じやありませんか。政府は今年の一月より実施がしたいと言ふておるに、商売人に準備が出来んからとて二年延さしておきながら、其間に研究もなにもせず、打棄て置き来年の末になつてから、未だ準備が出来ぬと言ふては、政府に対しても面白いじやありませんか。……」

ここでは、施行延期の理由が「商売人に準備が出来ないから」とのみ報じられている。施行延期を批判的に評する事なく、むしろ、政府が認めた二年の猶予期間を無為に過ぎないよう、読者に注意を喚起している。

社告の後半部分において、本誌の編集方針と砂川雄峻の役割が報じられている。いわく、「……弊社の新誌は、法律学者の眼から見れば詰らんと言はれましやうが、之でも鷲城が自ら書くか、左なくば口で言ふて人に書かせるのですから、餘り間違は沢山ない積りです。弊社の主義は、高尚な議論や反対説のある奇説などは一切載せず、商人諸君に利益ある判り易い実際的の間違のない処を載せるので、無闇矢鱈に人に書かせて置く訳に参らず、夫故鷲城が病氣の時などは発行が遅くなったり、昨年の暮の如く一回休まなければならぬ事が出来たりし升……」と。このころより、発行の遅れが目立つてゐる。

②時事問題（二頁から五頁） 電灯会社が衆議院書記長官を訴えた事件についての解説がなされている。衆議院で発生した火災の原因を長官が電灯にあつた、と報じたことに端を発した事件のようである。

③論説（五頁から九頁） 柿崎欽吾「民事訴訟法に付て一言す」が掲載されている。明治二十四年一月一日から施行された民事訴訟法の概略を論じるものである。

④判決例（九頁から十三頁） 裏書人の氏名の記載のみがあり住所の記載のない手形の所持人が手形金の支払請求を認められなかつた例および株金払込請求事件が報告されている。

⑤証文認方の心得（一三頁から一七頁） 証券印紙（収入印紙）に関する説明、とりわけ、それを貼付しない証書の効力に関する説明がなされている。

⑥問答（一七頁から二五頁） 本号の問答は、商の通則の部と商事契約の部の二部からなつてゐる。

⑥-1 商の通則の部 商業帳簿の保存・提出義務について簡略にふれたあと、具体的に条文を引用をしていないが、商業帳簿の証拠力について詳しく解説している。旧商法第三十九条以下の規定は法定証拠法則を採用していた、と考えられ、さらに、その立法形式は相当に複雑でもあつたため、詳細な解説が必要であつた

資料紹介

のである。のちに、法定証拠法則は現行商法（自由心証主義）によつて放棄されることになるが、もちろん、このことは、解説の適切さにかかわるものではない。

⑥—2 商事契約の部 契約の履行および供託について論じている。

⑦はきだめ（二五頁から二九頁）二つの小話が掲載されている。

⑧寄書（二九頁から三四頁）両木山人山崎眇虎「默示の契約」は、前号に掲載されていた論説のつづきであるが、旧商法第二九四条の不備な点ないし他の条項との関連性の不明確な点を指摘している。なお、執筆者名が前号では両木山人眇虎であったが、本号では両木山人山崎眇虎となつていて。

⑨質問（三四頁から三七頁）場屋営業者（たとえば、旅館業）の受託手荷物の保管責任および株式会社の創業総会（創立総会）に関する読者（二名）からの質問とそれに対する回答が掲載されている。回答者は無署名である。

⑩余興（三七頁から三八頁）両木山人「商の運巡・上」（戯編）が掲載されている。

一一〇 第一〇号（明治二十四年三月二十五日）

①論説（一頁から七頁）富氣立彦の論説「地所明渡問題に就きて借地権の範囲を論ず」と鷺城（砂川雄峻）による手形問題に対する回答が掲載されている。

②はきだめ（七頁から一〇頁）「羅馬の法廷」と「閻魔の法廷」と題する小話、柿崎欽吾が裁判官を辞職し代理人を開業した旨、および、発句（読者の投稿）が掲載されている。

資料紹介

③問答（一〇頁から一六頁） 本号の問答は、商の通則の部と商事契約の部の二部からなっているが、分けて掲載されている。一〇頁から一六頁の「商の通則の部」においては、商業使用人、とりわけ代務人（支配人）の権限について詳細な解説がなされている。旧商法公布以前も、わが国の商人が、番頭、手代、支配人などの使用人を使用していたことは、周知の事実である。そして、それらの使用人の権限についても、商慣習法が存在したであろうが、成文法の欠如は、取引の安全保護の見地からすれば、大きな不備といわなければならない。旧商法は、第一編第五章「代務人及ヒ商業使用人」に多くの規定（第四二条から第六五条）をあてており、商業使用人に関する法制度の整備を試みている。詳細な解説が求められるところである。

④余興（一六頁から二三頁） 両木山人「商の運巡・つづき（完）」（戯編）が掲載されている。

⑤問答（二三頁から二八頁） ここは、商事契約の部にあてられているが、とりわけ、実際的な疑問の生じやすい契約の履行期の定め方・算定方法について解説がなされている。

⑥判決例（二八頁から三二頁） 建物代金取戻に関する大阪始審裁判所明治二三年五月三〇日判決（柿崎欽吾判事試補言渡し）が掲載されている。

⑦質問（三二頁から三八頁） 株式の譲渡方法、運送人資格、不渡小切手、動産売買における危険負担に関する読者（四名）からの質問とそれに対する回答が掲載されている。回答者は無署名である。

一一一 第一一号（表紙欠損のため発行日不明）

①時事問題（一頁から一二頁） 明治二十四年四月二十五日および同二八日の大阪朝日新聞によると、農商務省は、

商業会議所定款のモデルとして、東京商業会議所定款の草案を大阪商業会議所へ送付したようである。そのなかの仲裁規則について、逐条的に批判がなされている。「私」という一人称を用いながら批評をしている執筆者は、おそらく砂川雄峻であろうが、無署名の記事であり、記事のなかにも、そう断定する論拠はない。

②論説（一二頁から一七頁） 柿崎欽吾訳「紐育銀行雑誌節訳」が掲載されている。銀行が倒産した場合における預金債権の回収に関する雑誌論文を抄訳したもののが、原典は不明である。

③はきだめ（一七頁から一九頁） イソップ物語のなかの五つの話を紹介（意訳）している。訳者は無署名である。

④問答（二〇頁から二五頁） 本号の問答は、商の通則の部と商事契約の部の二部からなっているが、分けて掲載されている。二〇頁から二五頁の「商の通則の部」は、前号につづいて、代務人（支配人）、とりわけ、その権限越行行為および競業避止義務に関する解説のほか、他の商業使用人の法定権限についての解説がなされている。

⑤判決例（二五頁から二八頁） 小倉久が訴訟代理人をつとめた約束手形金請求事件に関する大審院判決（判決日不明）と、それに対する柿崎欽吾の反対意見が掲載されている。

⑥問答（二八頁から三三頁） ここは、商事契約の部にあてられているが、とりわけ、商事債務の履行場所、商事売買における危険負担について解説がなされている。

⑦質問（三三頁から三八頁） 契約当事者の一方の債務不履行に対して他方の当事者の有する権利（解除権、履行請求権、損害賠償請求権）について、読者（一名）からの質問とそれに対する回答が掲載されている。回答者は無署名である。

資料紹介

三 むすびにかえて

「はじめに」においてのべたように、筆者は、本誌が何号まで刊行されたのかを知らないし、自らの興味のこともむくままに、本誌の第一号から第一一号までを読んだにすぎない。したがつて、その紹介といつても、おそらくは、きわめていびつなものになつてしまつたであろう。そして、感想めいたことをのべるにしても、とりあえず、暫定的なものにならざるをえない。

まず、本誌自体に学術的意義を認めることは、ほとんど不可能であろう。また、それは、かえつて、発行者・砂川雄峻の意図に反することにもなる。本誌発行の趣旨は、砂川雄峻自身がくりかえしのべているように、平易なことばで商法を分かり易く説明し、商人ないし一般人の商法の理解を助けることにある。二一九の①で引用した社告の一部を再度引用してみよう。「弊社の主義は、高尚な議論や反対説のある奇説などは一切載せず、商人諸君に利益ある判り易い実際的の間違のない処を載せる……」とある。

しかし、筆者が「本誌自体に学術的意義を認めることは、ほとんど不可能」というのは、本誌の存在意義を否定することを意味しない。むしろ、その逆である。本誌の創刊号は、明治二三年九月二五日に発行されたのである。法律の講義を受講できる人がきわめてかぎられていた、あるいは、とりわけ西日本在住の市井人には立法担当者の話を聞くことなどかなわなかつたであろうこの時代に、商業都市・大阪において、振り仮名付きの平易な文章で書かれた商法の解説・啓蒙書を発行することは、きわめて大きな意義を有していた、といいうる。事実、本誌に質問を寄せた読者の多くは、西日本在住者であり、そして、商業帳簿や商号に関する切実な質問がいくつ

資料紹介

かみられたのである。

さらに、商法典論争との関連で本誌を読んでゆけば、大阪商法会議所が商法断行決議をなすに至った経緯、当時の商人たちの、そして、砂川雄峻自身の商法の理解・評価がほのみえてくる。そのような意味で、本誌に商法典論争に関する側面的な資料としての価値を認めることは、もちろん可能であろう。

砂川雄峻は、弁護士として、類稀なほどの名声を博していたようである。すなわち、明治一七年、来阪の翌年、弱冠二五歳にして、大阪組合代言人会長（弁護士会長）に推挙されたのをかわきりに、明治三三年一二月発行の越山茂太郎「近畿弁護士評伝」によれば、「関西法曹界の木鐸」なりといい、「学者として、紳士として、高潔の品性、磊落の氣宇、夙に世の推重するところ」であった、という。また、大正三年六月二〇日の「法律世界」によると、「砂川は氣魄壯岩、叩けば蔓（かつ）として響く」という評価をえていたようである。⁽¹⁾ そして、砂川雄峻は、明治二三年九月に講師として招かれて以来、昭和八年四月一五日に病没するまで、本学に多大の貢献をしたことで知られている。とりわけ、「私立学校令（明治三二年八月二日勅令三五九号）」の施行以後、社団法人設立許可の申請（明治三三年二月二七日）から西区江戸堀の校地取得（明治三五年四月一八日）に至るまでの砂川雄峻の苦心・犠牲的な尽力のほどは、『関西大学百年史 通史編・上』一八〇頁以下に詳しいが、読む者は、居ずまいを正すことなしに、それを読むことができないほどである。

砂川雄峻は、才氣爆發にして、世故にたけた細心着実の人であつたようであるが、本誌の随所にみられるように、茶目っ氣も多いにあつたもの、と思われる。第一号の社告は、「……文章は俗でも、書きてある事柄は一語千金と迄は行かずとも、一冊五銭の値打は大丈夫なり」と、また、「本誌は……決して儲主義にあらず。又儲主義としても、儲からぬは請合なる事を覺悟して発行し、唯聊にても実業社会の利益となれば満足なる次第」とい

資料紹介

つて いる。こうした本誌の真の価値・意図は、あるいは、発行者・砂川雄峻の人柄をも含めてかもしだれないが、読者によく伝わっていたのであろう。第六号の社告は、つぎのように報じて いる。「本誌第一号及第二号は、壳切れ御注文お断を致し置きましたが、今般、第一号の第五版並に第二号の第三版出来ました……」と。

- (14) 薗田「砂川雄峻」前掲『関西大学百年史 人物編』一三四頁以下。
(15) 『関西大学百年史 通史編・上』二〇三頁。

(くりた かずひこ 関西大学法学部教授)